

資金収支計算書
(自)平成27年 4月 1日 (至)平成28年 3月31日

法人名：社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支			
収入			
会費収入	11,000,000	9,512,035	1,487,965
分担金収入	0	0	0
寄付金収入	78,900,000	78,818,760	81,240
経常経費補助金収入	231,121,000	223,651,316	7,469,684
受託金収入	145,790,000	143,819,212	1,970,788
貸付事業収入	5,061,000	551,390	4,509,610
事業収入	8,637,000	8,019,356	617,644
負担金収入	1,000	0	1,000
就労支援事業収入	29,980,000	17,216,746	12,763,254
障害福祉サービス等事業収入	380,889,000	363,891,693	16,997,307
基金受取利息配当金収入	5,334,000	4,889,054	444,946
受取利息配当金収入	537,000	345,365	191,635
その他の収入	2,413,000	2,143,699	269,301
事業活動収入計(1)	899,663,000	852,858,626	46,804,374
支出			
人件費支出	634,830,000	604,577,605	30,252,395
事業費支出	61,789,000	52,467,303	9,321,697
事務費支出	80,907,000	70,415,643	10,491,357
就労支援事業支出	30,100,000	17,584,304	12,515,696
利用者負担軽減額	0	0	0
貸付事業支出	1,400,000	48,090	1,351,910
助成金支出	6,624,000	6,623,440	560
その他の支出	218,000	120,680	97,320
流動資産評価損等による資金減少額	1,000	0	1,000
事業活動支出計(2)	815,869,000	751,837,065	64,031,935
事業活動資金収支差額 (3=1-2)	83,794,000	101,021,561	17,227,561
施設整備等による収支			
収入			
施設整備等補助金収入	1,000	0	1,000
施設整備等寄附金収入	0	0	0
固定資産売却収入	0	0	0
その他の施設整備等による収入	1,000	0	1,000
施設整備等収入計(4)	2,000	0	2,000
支出			
固定資産取得支出	453,000	403,875	49,125
基金積立資産支出	1,000	0	1,000
ファイナンス・リース債務の返済支出	3,872,000	3,729,600	142,400
その他の施設整備等による支出	0	0	0
施設整備等支出計(5)	4,326,000	4,133,475	192,525
施設整備等資金収支差額(6=4-5)	4,324,000	4,133,475	190,525
その他の活動による収支			
収入			
長期貸付金回収収入	0	0	0
基金積立資産取崩収入	0	0	0
積立資産取崩収入	26,782,000	26,780,556	1,444
その他の活動による収入	0	664,109	664,109
その他の活動収入計(7)	26,782,000	27,444,665	662,665
支出			
積立資産支出	121,890,000	118,890,835	2,999,165
その他の活動による支出	0	0	0
その他の活動支出計(8)	121,890,000	118,890,835	2,999,165
その他の活動資金収支差額 (9=7-8)	95,108,000	91,446,170	3,661,830
予備費支出(10)	11,100,496		9,369,496
	1,731,000		
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)	25,007,496	5,441,916	30,449,412
前期末支払資金残高(12)	43,052,693	43,052,693	0
当期末支払資金残高(11+12)	18,045,197	48,494,609	30,449,412

事業活動計算書
(自)平成27年 4月 1日 (至)平成28年 3月31日

法人名：社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部			
収 益			
会費収益	9,512,035	9,642,150	130,115
分担金収益	0	16,000	16,000
寄付金収益	78,818,760	49,840,701	28,978,059
経常経費補助金収益	223,651,316	222,113,067	1,538,249
受託金収益	143,819,212	108,044,961	35,774,251
貸付事業収益	48,000	50,730	2,730
事業収益	8,019,356	7,241,896	777,460
負担金収益	0	0	0
就労支援事業収益	17,216,746	14,469,729	2,747,017
障害福祉サービス等事業収益	363,891,693	343,686,051	20,205,642
基金受取利息配当金収益	4,889,054	4,033,805	855,249
基金取崩額	288,090	138,500	149,590
その他の収益	0	192,505	192,505
サービス活動収益計(1)	850,154,262	759,470,095	90,684,167
費 用			
人件費	642,284,816	576,323,202	65,961,614
事業費	52,469,703	52,045,124	424,579
事務費	70,413,243	63,502,507	6,910,736
就労支援事業費用	17,372,462	14,603,726	2,768,736
利用者負担軽減額	0	0	0
助成金費用	6,623,440	6,684,790	61,350
減価償却費	5,411,012	5,483,047	72,035
国庫補助金等特別積立金取崩額	711,982	806,423	94,441
徴収不能額	50,000	20,000	30,000
その他の費用	0	0	0
サービス活動費用計(2)	793,912,694	717,855,973	76,056,721
サービス活動増減差額(3=1-2)	56,241,568	41,614,122	14,627,446
サービス活動外増減の部			
収 益			
受取利息配当金収益	345,365	260,547	84,818
有価証券評価益	0	0	0
有価証券売却益	0	0	0
投資有価証券評価益	29,460,000	0	29,460,000
投資有価証券売却益	0	0	0
その他のサービス活動外収益	2,143,699	2,005,212	138,487
サービス活動外収益計(4)	31,949,064	2,265,759	29,683,305
費 用			
有価証券評価損	0	0	0
有価証券売却損	0	0	0
投資有価証券評価損	0	0	0
投資有価証券売却損	0	0	0
その他のサービス活動外費用	120,680	74,760	45,920
サービス活動外費用計(5)	120,680	74,760	45,920
サービス活動外増減差額(6=4-5)	31,828,384	2,190,999	29,637,385
経常増減差額(7=3+6)	88,069,952	43,805,121	44,264,831
特別増減の部			
収 益			
施設整備等補助金収益	0	0	0
施設整備等寄附金収益	0	0	0
事業区分間繰入金収益	0	0	0
区市町村交付金取崩額	265,300	188,420	76,880
その他の特別収益	44,786,079	16,213,846	28,572,233
特別収益計(8)	45,051,379	16,402,266	28,649,113
費 用			
基金組入額	0	15,000	15,000
区市町村交付金組入額	0	0	0
資産評価損	784,300	0	784,300
固定資産売却損・処分損	155,042	2	155,040
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	155,042	0	155,042
事業区分間繰入金費用	0	0	0
特別費用計(9)	784,300	15,002	769,298
特別増減差額(10=8-9)	44,267,079	16,387,264	27,879,815
当期活動増減差額(11=7+10)	132,337,031	60,192,385	72,144,646
繰越活動増減差額の部			
前期繰越活動増減差額(12)	85,618,852	74,051,405	11,567,447
当期末繰越活動増減差額(13=11+12)	217,955,883	134,243,790	83,712,093
基本金取崩額(14)	0	0	0
基金取崩額(15)	0	0	0
その他の積立金取崩額(16)	26,700,000	16,010,400	10,689,600
その他の積立金積立額(17)	96,176,909	64,635,338	31,541,571
次期繰越活動増減差額(18=13+14+15+16-17)	148,478,974	85,618,852	62,860,122

貸借対照表
平成28年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

(単位：円)

勘定科目	当年度末	前年度末	増 減	勘定科目	当年度末	前年度末	増 減
資 産 の 部				負 債 の 部			
流動資産	96,669,849	100,822,062	4,152,213	流動負債	82,821,373	61,138,475	21,682,898
現金預金	93,395,502	99,175,675	5,780,173	事業未払金	31,290,078	6,149,725	25,140,353
有価証券	0	0	0	その他の未払金	0	37,658,839	37,658,839
事業未収金	571,702	592,212	20,510	1年以内返済予定リース債務	3,729,600	3,729,600	0
未収金	21,080	137,923	116,843	未払費用	2,646,933	2,786,660	139,727
未収補助金	0	0	0	未返還金	0	0	0
未収収益	668,852	0	668,852	預り金	6,561,176	3,653,598	2,907,578
貯蔵品	574,739	540,638	34,101	消費税預り金	0	267,800	267,800
商品・製品	282,906	71,064	211,842	職員預り金	7,164,457	6,892,253	272,204
原材料	0	0	0	前受金	0	0	0
立替金	64,219	15,120	49,099	仮受金	0	0	0
1年以内回収予定長期貸付金	229,690	289,430	59,740	賞与引当金	31,429,129	0	31,429,129
短期貸付金	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
仮払金	0	0	0				
その他の流動資産	861,159	0	861,159				
徴収不能引当金	0	0	0				
固定資産	1,381,666,914	1,265,909,724	115,757,190	固定負債	139,063,256	180,057,794	40,994,538
基本財産	3,000,000	3,000,000	0	リース債務	5,905,200	9,634,800	3,729,600
定期預金	3,000,000	3,000,000	0	退職給付引当金	133,158,056	170,422,994	37,264,938
その他の固定資産	1,378,666,914	1,262,909,724	115,757,190	長期未払金	0	0	0
土地	17,306,000	17,306,000	0	その他の固定負債	0	0	0
建物	3,736,090	3,995,979	259,889				
車輛運搬具	721,019	1,387,299	666,280	負債の部合計	221,884,629	241,196,269	19,311,640
器具及び備品	970,732	1,261,622	290,890	純資産の部			
有形リース資産	9,634,800	13,364,400	3,729,600	基本金	3,000,000	3,000,000	0
権利	16,500	800,800	784,300	基金	766,446,072	766,734,162	288,090
ソフトウェア	636,520	852,040	215,520	ボランティア基金	209,389,352	209,389,352	0
投資有価証券	29,460,000	0	29,460,000	福祉基金	259,869,359	259,869,359	0
長期貸付金	2,599,284	3,044,844	445,560	碓井ミヨシ基金	85,218,979	85,218,979	0
退職給付引当資産	211,238,069	188,025,749	23,212,320	長尾幸作基金	200,000,000	200,000,000	0
長期預り金積立資産	0	0	0	福祉の森の燈火基金	10,000,000	10,000,000	0
ボランティア基金積立資産	209,389,352	209,389,352	0	貸付基金	1,968,382	2,256,472	288,090
福祉基金積立資産	259,869,359	259,869,359	0	区市町村交付金	812,502	1,077,802	265,300
碓井ミヨシ基金積立資産	85,218,979	85,218,979	0	区市町村交付金	812,502	1,077,802	265,300
長尾幸作基金積立資産	200,000,000	200,000,000	0	国庫補助金等特別積立金	844,376	1,711,400	867,024
福祉の森の燈火基金積立資産	10,000,000	10,000,000	0	その他の積立金	336,870,210	267,393,301	69,476,909
財源調整積立資産	316,870,210	247,393,301	69,476,909	財源調整積立金	316,870,210	247,393,301	69,476,909
運用資金積立資産	20,000,000	20,000,000	0	運用資金積立金	20,000,000	20,000,000	0
差入保証金	1,000,000	1,000,000	0	次期繰越活動増減差額	148,478,974	85,618,852	62,860,122
長期前払費用	0	0	0	次期繰越活動増減差額	148,478,974	85,618,852	62,860,122
その他の固定資産	0	0	0	(うち当期活動増減差額)	132,337,031	60,192,385	72,144,646
資産の部合計	1,478,336,763	1,366,731,786	111,604,977	純資産の部合計	1,256,452,134	1,125,535,517	130,916,617
				負債及び純資産の部合計	1,478,336,763	1,366,731,786	111,604,977

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券以外の有価証券で時価のあるもの
当法人は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
当法人は、定額法による減価償却を実施している。

無形固定資産（リース資産を除く）
当法人は、定額法による減価償却を実施している。

リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(3) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

(4) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(5) 退職給付引当金の計上基準

法人独自の退職一時制度における退職給付引当金

当法人は、退職金規程に基づき期末時の勤続期間に応じた要支給額から、下記の退職金給付額及びの退職給付引当金相当額を控除した残額を法人独自の退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増加額を退職給付費用としている。

独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(6) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号、最終改正平成27年9月25日雇児発0925第1号・社援発0925第1号・老発0925第1号、以下「会計基準」という。)に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(7) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

当法人は賞与の計上にあたり、従来、支給時にその支払額をもって計上してきたが、当会計年度より決算後最初に支給する賞与の支払予定額のうち当会計年度に帰属する期間に相当する金額を、賞与引当金として計上することに変更した。

当該変更により、従来の方法によった場合と比較して賞与引当金が31,429,129円増加し、経常増減差額と当期活動増減差額が同額減少している。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員(注)に対し退職手当規程に定める退職手当規定に基づき退職一時金を支払うこととしている。なお、当法人は当該退職一時金の支払財源の一部として独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部が運営する中小企業退職共済法(昭和34年法律160号)に基づく退職共済制度及び社会福祉法人東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注)就業規則第3条に規定する常勤の職員

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人は、(6)に記載する社会福祉事業及び公益事業を実施しているため、(1)~(5)に記す財務諸表を作成するものである。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業区分における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (5) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (6) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

(社会福祉事業区分)

ア. 法人運営事業拠点区分

社会福祉法(昭和26年法律第45号、以下「社会福祉法」という。)第109条第1項第1号及び第3号に規定する社会福祉を目的とする事業の企画及び実施する法人運営事業を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

法人運営事業サービス区分

社会福祉法第109条第1項第1号に掲げる事業

助成事業サービス区分

社会福祉法第109条第1項第3号に掲げる事業

生活福祉資金貸付事業事務費サービス区分

東京都社会福祉協議会が実施する社会福祉法第2条第2項第7号(第1種社会福祉事業)に規定する生活福祉資金貸付業務の運営受託に係る事業であり、社会福祉法第109条第1項第1号に掲げる事業

生活安定化総合対策事業サービス区分

社会福祉法第109条第1項第1号に掲げる事業

イ. 福祉サービス利用援助事業拠点区分

社会福祉法人東京都社会福祉協議会が実施する社会福祉法第2条第3項第12号(第2種社会福祉事業)に規定する地域福祉権利擁護業務の運営受託に係る事業であり、社会福祉法第109条第1項第2号に掲げる事業

ウ. ボランティア・地域福祉推進事業拠点区分

社会福祉法第109条第1項第2号に規定する社会福祉に関する活動への住民の参加を援助する地域福祉推進活動事業を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

地域福祉推進事業サービス区分

社会福祉法第109条第1項第2号に掲げる事業

NPO活動支援センター受託事業サービス区分

社会福祉法第109条第1項第2号に掲げる事業

エ. 白百合福祉作業所運営受託事業拠点区分

練馬区が設置する社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。)]第5条第14項に規定する就労継続支援B型の運営受託

オ. かたくり福祉作業所運営受託事業拠点区分

練馬区が設置する社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援B型)の運営受託を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

就労継続支援 B 型サービス区分

練馬区が設置する社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2 (第 2 種社会福祉事業) に規定する障害福祉サービス事業 (障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援 B 型) の運営受託

就労移行支援事業サービス区分

練馬区が設置する社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2 (第 2 種社会福祉事業) に規定する障害福祉サービス事業 (障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援) の運営受託

カ. 豊玉障害者地域生活支援センター運営受託事業拠点区分

練馬区が設置する社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2 (第 2 種社会福祉事業) に規定する一般相談支援事業、特定相談支援事業 (障害者総合支援法第 5 条第 16 項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業) 及び地域活動支援センター (障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する地域活動支援センター) の運営受託

キ. 石神井障害者地域生活支援センター運営受託事業拠点区分

練馬区が設置する社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2 (第 2 種社会福祉事業) に規定する一般相談支援事業、特定相談支援事業 (障害者総合支援法第 5 条第 16 項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業) 及び地域活動支援センター (障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する地域活動支援センター) の運営受託

ク. 歳末たすけあい運動事業拠点区分

「歳末たすけあい運動実施要綱」(平成 27 年 4 月東京都共同募金会、東京都社会福祉協議会) の 8 に定める運動推進主体の役割に基づき実施する共同募金会への協力事業

ケ. 私立高等学校入学資金貸付事業拠点区分

社会福祉法第 109 条第 1 項第 1 号に掲げる事業

コ. 長尾幸作基金貸付事業拠点区分

社会福祉法第 109 条第 1 項第 1 号に掲げる事業

サ. 生活サポートセンター拠点区分

生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号。平成 27 年 4 月 1 日施行。) 生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 27 年厚生労働省令第 16 号) 厚生労働省が作成する「自立相談支援事業の手引き」および「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」に基づき行う事業

(公益事業区分)

ア. 在宅サービス事業拠点区分

有償家事・介護援助サービスを行う事業 (公益事業)

イ. チェアキャブ運行事業拠点区分

チェアキャブ運行事業 (公益事業)

ウ. 練馬障害福祉人材育成・研修センター運営受託事業拠点区分

練馬障害福祉人材育成・研修センター業務委託に基づく練馬障害福祉人材育成・研修センター運営受託 (公益事業)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位: 円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000			3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 会計基準第 3 章第 4 (4) 及び (6) の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準」第 3 章第 4 (6) の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準」第 3 章第 4 (4) の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額

建物 該当する事項はない。

構築物 該当する事項はない。

機械及び装置 該当する事項はない。

車輛運搬具 該当する事項はない。

器具及び備品 ショックリザー-他の譲渡に伴う取崩額

155,042 円

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	4,404,900	668,810	3,736,090
車輛運搬具	6,151,095	5,430,076	721,019
器具及び備品	5,987,508	5,016,776	970,732
有形リース資産	18,648,000	9,013,200	9,634,800
合計	35,191,503	20,128,862	15,062,641

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	571,702	0	571,702
未収金	21,080	0	21,080
合計	592,782	0	592,782

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) リース取引関係

ファイナンスリース

(ア) 有形リース資産

サーバー、パソコン等(器具及び備品)である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針(2)固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

解約不能期間付のオペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内 725,760円

1年超 2,177,280円

計 2,903,040円

(2) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと基金及び積立金を設定している。なお、基金及び積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

ボランティア基金

練馬区における地域福祉の向上を目指し、ボランティア活動を含む多様な地域福祉活動を支援するとともに、地域福祉人材の育成を目的として設置された基金であり、同額の基金積立資産を留保するものである。

なお、この基金の取り崩しはできない。

福祉基金

自主財源の確立により事業運営の安定を図るとともに、計画性のある活動を維持・推進することを目的として設置された基金であり、同額の基金積立資産を留保するものである。

なお、この基金は、経済事情の変動または災害により、事業に充当すべき財源が不足する場合及び緊急に実施することが必要となった大規模な事業の経費、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充当する場合に限り、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認により取崩すものである。

碓井ミヨシ基金

練馬区に居住するおおむね満65歳以上の高齢者を対象とし、高齢者福祉の向上に役立てることを目的に設置された基金であり、同額の基金積立資産を留保するものである。

なお、この基金は、経済事情の変動または災害により、事業に充当すべき財源が不足する場合及び緊急に実施することが必要となった大規模な事業の経費、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充当する場合に限り、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認により取崩すものである。

長尾幸作基金

練馬区民の福祉の向上に役立てることを目的として設置された基金であり、同額の基金積立資産を留保するものである。

なお、この基金は、経済事情の変動または災害により、事業に充当すべき財源が不足する場合及び緊急に実施することが必要となった大規模な事業の経費、その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充当する場合に限り、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認により取崩すものである。

福祉の森の燈火基金

練馬区民の福祉の向上、とりわけ高齢者介護の質的及び量的な向上に対する、助成及び育成のために運用するために設置された基金であり、同額の基金積立資産を留保するものである。

なお、この基金は、上記目的に沿った福祉事業の費用として、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認により取崩すものである。

財源調整積立金

予想できない大きな収入減、あるいは支出増に備え、年度間の財源を調整し、財源の安定化を図るために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の承認により取崩すものである。

なお、当年度において、6,700,000円の取崩を行っている。

運用資金積立金

年度の当初において、区の補助金等の収入が確保されるまでの間、法人運営に必要な資金に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の承認により取崩すものである。

なお、当年度において、20,000,000円の取崩及び積立を行っている。